

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2012-162874(P2012-162874A)

【公開日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2012-034

【出願番号】特願2011-22337(P2011-22337)

【国際特許分類】

*E 05 D 15/10 (2006.01)*

【F I】

*E 05 D 15/10*

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月18日(2013.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

前記移動体52は図7に示すように、その第1凹部54aが上案内部材10の面外方向他側ガイド部12と合致した面外方向他側寄りの吊車受け位置と、図11に示す面外方向一側寄りの吊車引寄せ位置とに亘って面外方向に移動する。例えば、本体51に設けたスプリングピン55を移動体52の面外方向に向かう溝55aに挿入して、振動や小さな力では面外方向に移動しないようにし、本体51に設けたピン56を移動体52の面外方向に向かう溝56aに挿入して前述の位置に亘って移動自在とすると共に、移動体52の面外方向一側部、例えば面内方向に突出した突部52aを本体51の面外方向一側面51fに接することで前述の吊車受け位置に位置決めし、移動体52の面外方向他側部、例えば面内方向に突出した突部52bを本体51の面外方向他側面51gに接することで前述の吊車引寄せ位置に位置決めする(図9参照)。

前述した移動体52が吊車受け位置のときには、図7、図9に示すように、その移動体52の面外方向一側面52cが上案内部材10の面外方向一側ガイド部11に位置し、スライド障子5の吊車30(吊車ガイドローラ35)を面内方向に移動自在にガイドする。

つまり、中間部材17の切欠き17cで面外方向一側ガイド部11が不連続となるので、移動体52の面外方向一側面52cで不連続となった部分を連続し、スライド障子5の吊車30が面外方向一側ガイド部11に沿ってスムーズに移動するようにしてある。